

1. 対象となる方について

Q 交付の対象となるのはどのような人ですか？

A 次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・ 交付申請日において、丹波市に住民票があり、実際に丹波市にお住まいの方。
- ・ 交付申請日において、30歳未満の方（29歳までの方）。
- ・ 市内の事業所に正規雇用された方（※障がい者の方は、正規雇用でなくても直接雇用であれば対象です）。
- ・ 市税の滞納がない方。

Q 年齢制限について、具体的に教えてください。「30歳未満」とはいつ時点ですか？

A 奨励金の交付申請日において、30歳に達していない方（29歳までの方）が対象です。申請日に30歳の誕生日を迎えられている場合は対象外となります。

Q 就職後の研修のため、一時的に市外へ転居しました。この場合はどうなりますか？

A 就職した事業所の業務命令による「研修等」が理由で、その期間が1年以内である場合に限り、市外へ転居（住民票の異動を含む）した場合でも対象となります。研修期間については、就労証明書に記入してください。

Q 障がい者手帳を持っていれば、年齢に関係なく対象になりますか？

A いいえ、年齢要件は同じです。障がい者の方も、同様に「交付申請時に30歳未満であること」が要件となります。

Q 就職奨励金をもらっていないと、継続奨励金は申請できませんか？

A 就職奨励金を受け取ってなくても継続奨励金の申請できます。

Q 外国人技能実習生も対象になりますか？

A 就労ビザを取得したうえで、対象要件を満たす場合は対象になります。しかし、本制度は、若者の市内への定住促進を目的としているため、在留期間に定めのある技能実習生の方は対象となりません。

Q 過去にこの奨励金をもらったことがあります。一度退職し、別の会社に再就職した場合、もう一度もらえますか？

A 交付対象外です。本奨励金（就職奨励金および継続奨励金）の交付は、お一人様につきそれぞれ1回限りです。過去に交付を受けたことがある方は、再度申請することはできません。

2. 対象となる就職・事業所について

Q 「正規雇用」の定義を教えてください。

A 次の3つをすべて満たす雇用形態を指します。

- ・雇用期間に定めがないこと（無期雇用契約）
- ・フルタイム勤務であること
- ・就職先の事業所と直接雇用契約を結んでいること

Q 「正規雇用等された日」とは、いつの日付ですか？

A 雇用契約書等に記載されている「雇用期間の開始日」を指します。申請期限（原則6か月以内）を計算する際の基準日となります。

なお、同じ事業所でアルバイトや契約社員として勤務した後、正規雇用に移った（正社員登用された）場合は、それまでの非正規雇用の期間は含みません。正規雇用としての雇用契約が開始された日が「正規雇用等された日」となります。

Q 試用期間中でも申請できますか？

A 申請できます。試用期間であっても、その期間が終了した後に期間の定めのない労働契約に移行することが前提となっている場合は、「正規雇用」として扱います。

Q 派遣社員は対象になりますか？

A 対象外です。派遣社員は派遣元事業所との雇用契約であり、就労先である市内の事業所とは「直接雇用」の関係にないため、対象となりません。

Q 市外に本社がある会社の、市内の支店に就職しました。この場合は対象になりますか？

A はい、対象になります。本社が市外にあっても、実際に勤務する場所が丹波市内の支店・営業所等であれば、本奨励金の対象となります。

Q 市内に本社がある会社の、市外の支店に配属されました。この場合は対象になりますか？

A はい、対象になります。本社（本店、本部など）が市内にある場合は、実際に勤務する場所が丹波市外の支店・営業所等であっても、本奨励金の対象となります。

Q 公務員になる場合も対象ですか？

A 対象外です。市内の民間事業所の人材確保を目的としており、公務員は対象となりません。

Q 個人事業主のもとで働く場合も対象になりますか？

A はい、対象になります。事業所の所在地が丹波市内にあり、正規雇用の要件を満たしていれば、個人事業主のもとで働く場合も対象となります。

Q NPO法人や社会福祉法人への就職も対象ですか？

A はい、対象です。市内に本社や支社等を有する法人であれば、NPO法人や社会福祉法人への就職も対象となります。

Q 親族が経営する会社に就職した場合も対象ですか？

A 事業所の「代表者」がご自身の2親等以内の親族（親、祖父母、兄弟など）である場合は、対象外となります。代表者以外の役員が親族である場合は、対象となります。

Q 自ら起業した場合は、交付の対象となりますか？

A 対象外です。本制度は、市内の事業所に「雇用された」方を対象としています。ご自身で事業を始められた（起業した）場合は対象となりません。

3. 申請手続について

Q 申請は本人が行うのですか、それとも事業所が行うのですか？

A 奨励金の交付を希望するご本人が申請者となります。ただし、申請に必要な「就労証明書」は事業所が発行します。手続の流れとしては、申請者本人が勤務先の事業所に申請書を提出し、事業所が就労証明書を作成・発行のうえ、申請書類一式を市へ提出します。

Q 申請から交付（付与）まで、どれくらいの期間がかかりますか？

A 申請書類を受理後、審査を行い、交付を決定します。申請内容に不備がなければ、通常3週間～1か月程度で交付となります。

Q 郵送で申請する場合、申請期限は消印日と到着日のどちらが基準ですか？

A 申請期限内に郵便局の消印が押されていれば、期限内の申請として受け付けます。

Q 交付が決まったら、どのように連絡が来ますか？

A 「丹波市ふるさと就職奨励金交付決定通知書」、「ふるさと就職奨励金ポイントQRコード付きリーフレット」を所属の事業所に郵送してお知らせします。交付できない場合は、「不交付決定通知書」をお送りします。

Q 他の補助金・奨励金と併用できますか？

A 併用できます。本制度は、国や県または市の他の部署が実施する同様の補助金等との併用を妨げるものではありません。

4. 奨励金（たんばコイン）について

Q 「たんばコイン」とは何ですか？

A 丹波市内の加盟店でのお買い物やお食事に、1コイン=1円として利用できるデジタル地域通貨です。スマートフォンのアプリ「chiica（チーカ）」または専用のたんばコインカードでご利用いただけます。

Q たんばコインを受け取るには何が必要ですか？

A 受け取りには、スマートフォンアプリ「chiica（チーカ）」のインストールと会員登録が必要です。交付決定後、「ふるさと就職奨励金ポイントQRコード付きリーフレット」を郵送しますので、ご自身のスマートフォンアプリにポイントを移行してご使用ください。

Q スマートフォンを持っていない場合はどうなりますか？

A スマートフォンをお持ちでない方も、「ふるさと就職奨励金ポイントQRコード付きリーフレット」をたんばコインカードとしてご利用いただけます。

Q たんばコインに有効期限はありますか？現金化や市外での利用はできますか？

A 以下の通りです。

- ・有効期限：交付決定日から1年以内です。
- ・現金化：いいえ、できません。
- ・市外利用：いいえ、できません。丹波市内の加盟店でのみご利用いただけます。

5. 交付後の注意点・その他について

Q 申請内容に誤りがあったり、虚偽の申請をしたりした場合はどうなりますか？

A 申請内容に軽微な誤りがあった場合は、市からご連絡し、申請書等の修正をお願いする場合があります。

悪質な虚偽の申請が判明した場合は、奨励金の交付決定が取り消され、交付した奨励金に相当する額の金銭（5万円または10万円）を返還していただきます。

Q 奨励金をもらった後、すぐに会社を辞めた場合、返還は必要ですか？

A 交付後に退職された場合でも返還の必要はありません。ただし、虚偽の申請であった場合などを除きます。

Q 返還はなぜ「たんばコイン」ではなく「金銭」なのですか？

A 交付した奨励金に相当する価値を返還していただくため、市の規則に基づき金銭での返還を命じることとしています。市が発行する納付書により、指定の金融機関等で現金にてお支払いいただきます。